



平成 21 年 9 月 15 日

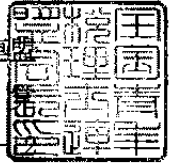
日本税理士会連合会
会長 池田 隼啓 殿

全国青年税理士連盟
会長 坂田

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-

代々木リビン 401 号室

電話 03-3354-4162



次期税理士法改正に関する絶対的改正要望項目について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて、貴会におかれましては次期税理士法改正に向け、制度部の平成 21 年 3 月 18 日付「税理士法改正要望項目」(タタキ台)の答申を受けて、新執行部において慎重なる検討を進められ、さらに平成 21 年 8 月 6 日開催の正副会長会にて「税理士法改正に関するプロジェクトチーム(P T)」を設置し、今後はこの P T を中心に具体的改正項目のとりまとめや、法改正に向けての活動を推し進められていくものと推察しております。

当連盟におきましても、かねてより「あるべき税理士制度」の実現に向けて意見を申し述べてきたところではありますが、ここ最近に至り、一部の隣接団体による法改正牽制の動きが見聞されております。また、先般の衆議院議員選挙の結果、納税者の権利を重視した税制・税務行政の実現や、役所の天下りの根絶を公約に掲げた政党が政権与党になるなど、税理士制度に関係するであろう外的状況も変化してきております。

そこで、当連盟は取り急ぎ税理士法改正に向けての喫緊の課題として、重要項目を 3 点に絞り、ここに絶対的に改正すべき項目として要望させていただきます。

【絶対的改正要望項目】

1. 税理士法第 1 条「使命」条項に納税者の権利擁護を明確化する
2. 税理士法第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号を削除し、弁護士、公認会計士への税理士資格自動付与の廃止
3. 税務官公署等行政実務経験者に対する事実上無試験による税理士資格自動付与の廃止

1. 税理士法第 1 条「使命」条項に納税者の権利擁護を明確化する

税理士法を読み解くにおいて、最も重要な条文は税理士法第 1 条に規定されている税理士の使命である。税理士は納税者の代理人として、憲法及び税法によって認められている納税者の正当な法的権利の擁護を通じて納税義務の適正な実現を図ることを使命と

する。

しかし、現行の税理士法第1条における「独立した公正な立場において」との規定は、税理士は税務官公署にも納税者にも偏らない中立な立場において業務を行うべきであるとする解釈を生じせしめ、納税者の代理人として業務を行う職業専門家であるという税理士の基本的な立場を曖昧にしている。よって、「税理士は納税者の代理人として納税者の権利を擁護する使命があること」を、誰が見ても明らかになるように明確に表現すべきである。

なお、政権与党が交代し、新政権は納税者の権利を明確にするために「納税者権利憲章」の制定や国税不服審判のあり方を見直すことを公約に掲げていたため、近い将来、国税通則法等において納税者の権利利益の保護を図るべく改正がなされることが予想される。

そもそも税理士制度は国民のためにある以上、税理士法改正に当っては「国民のための税理士制度の確立」という理念がその根底に流れていなければならないことは当然であり、税制・税務行政が国家（税務官公署）のためではなく、国民（納税者）の立場に立って、抜本的・具体的に関連法等の改革が進められていくであろう状況において、今こそ納税者に立脚する税理士としての立場を税理士法上に堂々と明記すべきである。

2. 弁護士、公認会計士への税理士資格自動付与の廃止

(1) あるべき資格取得制度についての基本的な考え方

税理士の資格取得として、税理士試験制度がある。税理士試験は「税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定すること」を目的とした試験であり（法第6条）、税理士試験に合格した者のみに対して、税理士資格を付与するのが、公平であり、当然であることから、原則として、税理士試験合格者のみが税理士となる資格取得制度の確立が必要である。

弁護士及び公認会計士と税理士は、それぞれ使命・職責が異なるため無条件に資格を付与することが適切ではない。科目等の免除が認められるにしても経過的な措置として行われるべきである。

よって、法第3条第1項第3号及び第4号を削除し、各試験制度の中で、税理士試験科目を免除することに合理性・妥当性のある科目を厳格に抽出し、法第8条において整理するべきである。

(2) 公認会計士への税理士資格自動付与廃止

平成18年の公認会計士試験制度改革以後、公認会計士試験の受験者が増加し、税理士試験の受験申込者は平成17年度の67,858人をピークに減少するという傾向が顕著になってきている。実際、平成21年度についても税理士試験受験申込者数は62,830人であり、昨年より63,409人よりも減少している。この傾向は現行制度のままでは今後も続くものと予想され、これを放置すれば、さらなる税理士試験の受験者の減少を招

き、税理士試験を受験する者がいなくなることすら想定される。

これは、公認会計士試験の方が「受験資格要件」「試験の難易度」とともに、税理士試験よりもハードルが低くなってきていること、そして、何よりも公認会計士には税理士資格が自動付与されることが大きく起因していることは間違いない。

その結果、税理士資格の取得を希望しているにも関わらず、税理士試験を回避して公認会計士試験を受験するという、今まででは考えられなかった傾向が専門学校に対して東京税理士会の行った「税理士・公認会計士受験生の動向調査」からも明らかになった。

この公認会計士に対する自動資格付与について問題となるのが、本来は厳正なる資格試験である税理士試験により、税理士になるために必要な資質を有しているかどうかの検証を受けなくてはならない者が、その検証を受けることなく税理士資格を有してしまい、そして、これらの者が、税理士として正規の資質の検証を受けた税理士試験合格者よりも毎年数多く合格していくという点である。

この問題をこのまま放置すれば、近い将来、税理士としての資質検証を受けていない者が、税理士の大部分を占めてしまうことになるのは明白であり、税理士業界全体として、納税者の税法上の権利を擁護し、法令に規定された納税義務の適正な実現に資するという税理士としての本来の職責を果たすことができなくなるであろう。

また、これは同時に税理士であれば誰に頼んでも一定以上のレベルのサービスを受けることができることを国民に対して保証するという、税理士資格制度の持つ重要な機能を失わせることになり、国民に不測の損害を与えるリスクを高めることにもなる。そして、このことは、税理士に対する国民の信頼性を失い、制度の崩壊を招くことを意味する。

以下、公認会計士への税理士資格自動付与を廃止すべき理由の詳細を述べる。

① 国家資格制度の本来の趣旨にそぐわない

国家資格制度とは、国民の安全や諸権利に重大な影響を及ぼす恐れのある業務等につき、これを適正に遂行し得る高度な専門的能力（資質）を備えた者（有資格者）に一定の使命を負わせ、かつ、その使命を遂行する有資格者にのみその業務等を行わせしめることによって国民の安全や権利を擁護することを目的とする国民保護のためのシステムである。

国家資格制度が有効に機能するためには、有資格者の資質が客観的・公正・公平に充分検証されていることを保証する必要があるが、その検証に最も適した方法は、主観の入り込む余地がなく統一的な条件により実施することが可能な国家試験である。

よって、国民の安全や諸権利に重大な影響を及ぼす恐れのある「税理士業務」を行う者は、当然に税理士としての資質を検証するための国家試験である税理士試験を受験し、税理士資格の有資格者となるべきである。

公認会計士については、現行の公認会計士試験が旧公認会計士試験に比較して明らかに難易度が下がっている現状において、以前の難易度が高かった旧公認会計士試験制度の時代には考えられなかった「税理士資格を得るために、公認会計士試験を受験する者」が増加してきている。

この現状は税理士業界だけでなく、公認会計士業界にも悪影響を及ぼすことになる。すなわち、我が国の監査制度の充実のために試験制度を改革したはずなのに、制度として予定していなかった、税理士志望者が税理士試験の代わりに公認会計士試験を受験して、本来の職務たる監査業務には従事せずに税理士登録をして税務業務に従事するという公認会計士が増加し、公認会計士試験制度改革の趣旨に沿わない事態に陥りかねないのである。

税理士を志望するならば当然に税理士試験を受験し、税理士となり得る資質を検証すべきである。このような現象が発生するのは、ひとえに公認会計士試験の方が税理士試験よりもハードルが低くなってきたこと、そして公認会計士への自動資格付与があるためにほかならない。

② 税理士と公認会計士では果たすべき使命が異なる

公認会計士の使命は、あくまでも独占業務である監査証明業務を通して、会社等の公正な事業活動、投資家及び債権者の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することであり、その使命の遂行に当っては上場企業等の財務情報の信頼性を確保するための高度な専門的能力（資質）が必要とされている。

これに対し税理士の使命は、独占業務である税務業務を通して納税義務の適正な実現を図り、もって納税者の権利を擁護することであり、その使命の遂行に当っては納税者の権利を擁護するため税法及び実務（税務）の専門家としての高度な専門的能力（資質）が必要とされているのである。

つまり、両者は使命の内容も、保護（擁護）すべき対象も、求められる資質も明らかに異なっており、ここから、公認会計士試験では、監査及び会計の専門家としての資質の検証はされているが、当然に税理士としての資質は検証されていないのである。

公認会計士試験において、租税法が導入されたことで税法の資質についても検証済みとの意見もあるが、これはあくまでも監査を行う上で必要な税務知識であり、過年度における租税法試験の内容を検証しても、税理士試験における税法科目との難易度の差は歴然であり、税理士としての資質が充分検証されていない。

また、試験通過後における業務等で得られる経験についても、公認会計士は、その業務の大半を監査業務に費やしており、税務業務はあくまでも監査を行う上で付随的に生じている程度である。

なお、公認会計士がその登録までに得られる税務知識を、別紙「公認会計士登録までに得られる税務に関する知識・経験」に取りまとめたが、とても税理士として国民の信頼に耐え得るものではないであろう。

③ 公認会計士は補佐人制度における適格者となり得ない

平成 13 年の税理士法改正において、税理士の租税訴訟における補佐人としての出廷陳述権が認められるようになり、TAINS（税理士情報ネットワークシステム）税法データベースによると、補佐人として税理士が関与した場合の税務訴訟における納税者の勝訴率は高いものとなっている。

この制度において税理士は、税法に関する専門家として納税者の代理人となり納税者の権利を擁護するとともに、税務行政のチェック機関としての役割も期待されているのである。

このことは、以前よりも増して税法の専門家としての幅広く高度な専門的能力が必要とされていることを意味しており、その資質の検証を受けていない者に税理士資格を付与することは、納税者の権利を擁護する税理士の役割からあり得ない。

(3) 弁護士への税理士資格自動付与廃止

弁護士は、法律一般について高度な学識を有しているといえるが、新司法試験に「租税法」が選択科目の一つに加えられたとはいえ、会計に関する学識及び応用能力が検証されていないことは明らかであることから、税理士として必要な資質の検証がされていない。

また、法曹人口の大幅な増加を図ることを目的とした司法制度改革推進計画では、司法試験の合格者を年間 3,000 人程度にすることを目指すとされ、税理士試験合格者よりも多数の者が税理士試験に合格することなく税理士資格が自動付与される点において、上述の公認会計士への自動資格付与と同様の問題もはらんでいる。したがって、弁護士の税理士資格自動付与も廃止されなければならない。

なお、税理士法上の弁護士への税理士資格自動付与を廃止するとともに、弁護士法第 3 条第 2 項及び税理士法第 51 条（通知弁護士）についても廃止を含めて見直し、訴えていくことも検討されねばならない。

3. 税務官公署等行政実務経験者に対する事実上無試験による税理士資格自動付与の廃止

税務行政実務経験者については、税理士法第 8 条第 1 項第 4 号から第 10 号において、税法科目と会計科目の税理士試験免除が規定されている。結果として、税務行政実務経験者については、1 科目も税理士試験に合格することなく税理士の資格を取得することが出来ることになる。

一方、一般受験生が税理士の資格を取得する場合、会計科目 2 科目・税法科目 3 科目の計 5 科目に合格しなければならず、難関の試験である。

① 税法科目免除について

税務官公署等行政実務経験者が税法に関する事務に従事したことをもって、何故に税理士試験合格と同等以上の資質をもたらすといえるのか客観的合理性がないうえに、一般受験生に比して著しく不公平であり、公正な資格取得制度といえない。

② 会計科目免除について

税務官公署職員がいわゆる指定研修を修了したことによる会計科目の免除も合理的とはいえない。税務官公署職員に対する指定研修は、税務官公署職員が税務行政に携わるために必要な知識を習得する目的で行われるべきものである。税理士の業務に携わるための学識およびその応用能力を有するかについての判断として行われる税理士試験とは、本質的に目的を異にするものである。

平成13年改正において指定研修については、その指定基準を財務省令で定め、研修修了には所定の試験に合格することが必要である旨を明記し、研修の内容等について情報公開するとともに、税理士審査会により継続的に検証する必要があるとされた。それに伴い、税理士法第8条第1項第10号に「国税審議会の指定した研修（財務省令で定める要件を満たす研修のうち、国税審議会が税理士試験の試験科目のうち会計学に属する科目について前条第一項に規定する成績を得た者が有する学識と同程度のものを習得することができるものと認めて指定したものをいう。）」との文言が追加された。また、参議院においても、この問題を重視し「税務官公署職員の試験免除に係る指定研修については、一般試験との均衡に配慮し、その指定、運営、実施、全般にわたって適正性・公正性を確保すること。」との附帯決議がなされた。

しかし、現在においてもこの問題は改善されず、公表されている指定研修修了試験問題と現在の税理士試験（簿記論、財務諸表論）を比べて試験問題の難易度、試験方法、合格率の観点から鑑みても明らかに同程度とはいえない。

本来、そのような研修、試験であるならば、免除せずとも税理士試験を受験して合格すれば良いだけの話である。同様の指摘が、規制改革・民間開放推進会議においても「能力が備わっておれば、一般の受験者とともに税理士試験を受け、合格したものが資格を取得すべきである。」（規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申、平成18年7月31日）として、答申されている。

税理士試験合格者と同程度の学識を習得できたかどうかは、資格の透明性の観点からも同一試験を合格することにより担保・検証すべきである。

税務官公署職員の勤務経験・指定研修修了による税理士試験免除の制度は明らかに公務員特権であり、即刻廃止すべきである。

以上

〈参考〉 日本公認会計士協会の機関紙6・7月号掲載記事についての検証

日本公認会計士協会の機関紙である会計・監査ジャーナル6月号において、同協会の常務理事による「公認会計士が行う税務（税理士）業務」という記事が、さらに翌7月号においても、同協会の会計専門職プロジェクトチームによる「公認会計士が行う税務業務について」という記事が同協会の基本スタンスとして掲載され、これらの記事において、税理士制度の歴史や申告納税制度の趣旨を曲解したうえ、事実を著しく誤認した主張を展開している。

当連盟はこれらの記事を冷静かつ慎重に検証を行ったが、結局は、逆に公認会計士に対して税理士資格を付与する意義は存在しないものと確信を得るに至った。

しかし、このような間違った見解が国民、国会議員、関係機関等に周知されることは法改正に向けての妨げになるため、日本税理士会連合会として断固として対応を取らなければならない。

以下、同協会の主張についての検証の結果を記載する。

1. 公認会計士は沿革的に税理士試験合格者に先んじて税理士の適格者と考えられていた。

税理士法制定当初においては、シャープ勧告が意図する真に納税者の代理人となりうる集団が存在せず、当時としてはある一定数の数を確保するための適格者として、税理士制度の前身である税務代理士制度において有資格者として認められていた、弁護士や公認会計士（計理士）が経過的な処置として考えられていたに過ぎず、税理士制度創設後半世紀以上を経た現在においては、既にその役割を終えており、存在意義を失っている。その証拠に、昭和55年改正において税理士法第3条第1項各号の列挙順序が改正されたことなど、国民の合意の下、数次の法改正により公認会計士が行う税務業務については順次縮小、廃止がされているのが歴史的事実である。

また、税法に関しても制度が創設された昭和26年当時と現在とを比べて複雑化、高度化しており、税理士法制定当時の事情をもって現状を正当化するのは失当である。

2. 公認会計士という専門的地位を得たことにより税務における専門性は証明済と考えられる。

公認会計士試験旧2次試験合格者が年間数百名程度の時代ならいざ知らず、税理士試験合格者の2～3倍の合格者を輩出する現在においては、専門的地位の優位性は既がない。

また、公認会計士として求められる専門的能力（資質）と税理士として求められる専門的能力（資質）が明らかに異なることは上述の通りである。

なお、仮に公認会計士に税理士としての専門性が備わっているとすれば、税理士試験を受験したとしても容易に合格できるはずであろう。

3. 公認会計士登録前の試験制度・業務補助・実務補習において税理士業務を行う対応能力が備えられる。

別紙「公認会計士登録までに得られる税務に関する知識・経験」記載の通り、その試験内容、業務等で得ることのできる税務知識等を検証したが、これらはいくまでも公認会計士の使命である監査証明業務の能力の検証、育成、維持を目的としてなされており、本来業務でない税理士業務を行う対応能力を十分に備えているとは言えない。

そもそも同協会は、その基本スタンスにおいて税務業務を「納税代理」と称し、その本質を「納税代理者の任務は、納税者が正しい申告書を提出することができるように、最善の努力を払って納税者を助けることであり、申告書を法的に正しいものと認証することは本来の業務ではなく、その認証は税務行政の権限において行われるものである」とし、その上で税務業務に関しては「税の歴史の長い先進国では税務業務自体を資格独占業務と位置づけていない」と評し、重要性の低い業務であるという認識を示している。

即ち、日本公認会計士協会が言うところの「税務業務」の遂行に当たって必要とされる「対応能力」と税理士法における「税理士業務」遂行にあたって必要とされる「対応能力」は根本的に異質なものであり、かつ、能力の要求レベルにも相当の開きがあることは疑いようのない事実である。

よって、仮に公認会計士が「税務業務」を行う対応能力を備えていると言っても、それをもって税理士法における「税理士業務」を行う対応能力を備えているとは到底言えないことは明白である。

4. 公認会計士登録後の継続的専門研修(CPE)制度(3年間で120単位:毎年最低20単位:違反者は懲戒処分)によって、職業専門家としての能力が維持される。

必須科目は「職業倫理(2単位)」「監査の品質管理(6単位)」のみであり、税務に関する研修を受講せずとも登録維持は可能である。

よって、CPE制度をもって税理士として要求される税務知識のメンテナンスができていたとはとても言えない。

5. 国際税制・組織再編・連結納税等の専門的知識は公認会計士の方がリードしている。

上記業務は、法定監査が強制されるような上場企業を中心とした企業で適用頻度が高いため、結果として大手監査法人系の税理士法人が「上記業務を行っていることが

多い」ということだけであり、このことと「上記業務に関する専門的知識」が、税理士よりも公認会計士の方がリードしているかどうかということとは別の問題である。

当該税理士法人には監査法人(公認会計士)からの出向者も多いようだが、一方で税理士試験合格者の定期採用者も多数存在しているのも事実であり、決して公認会計士の方がリードしているのではない。

6. 税理士業務は行政手続の代行が本来業務であり、申告書を法的に正しいとすることの認証は税務行政の業務である。

これは明らかに申告納税制度の趣意を誤解している意見である。

すなわち申告納税制度とは、納税者が申告により第一次的に自己の租税債務を確定させることを本旨とするものであり、税理士の業務は、申告納税制度下において納税者の代理人として、適正な納税義務の実現を図ることによって納税者の権利を擁護することを本来の業務としているのである。

また、昨今の税務訴訟における税理士が補佐人として付いた場合の納税者の勝訴率の向上に見られるように、税法の専門家として、税務行政のチェック機関としての役割も期待されているのである。

よって、税に関する確固たる専門知識と判断が必要とされ、税理士業務は行政手続の代行が本来業務であろうはずはなく、このことは昨今の書面添付制度の充実からも裏づけられる。

ちなみに公認会計士について付言すると、監督権限強化のため「公認会計士・監査審査会」が発足し、協会の監査事務所に対する品質管理レビューの状況を審査しており、上記の監督権限の強化により、もはや「公認会計士は財務諸表の信頼性の最終判定者」と言うことができないのが現状である。

7. 国際的な潮流から公認会計士が税理士業務をできない国はない。

そもそも「国際的な」という定義が不明確である。

日本の税理士制度は、近年アジアを中心とする諸外国の注目を集め、日本の制度を模範として導入がされることも多くなってきている。これは日本の税理士制度が、有用な制度として他国から評価を受けている証拠であり、これも国際的な潮流の一つである。

事実、日本の税理士制度は創設後半世紀に渡り完全に国民生活に根付いており、特に数多くの中小企業に対して税理士が関与していること等を勘案しても、我が国経済における税理士制度が果たしている役割は非常に大きい。

よって、公認会計士がその業務の一部として税理士業務を行うということは、必ずしも国際的な潮流とは言えない。

また、国際的に資金調達を図るような上場企業等に適用される会計制度に関しては、財務諸表の国際間比較の観点から、他の諸国との標準化等を図る必要もあるのかもしれないが、租税制度に関しては、各国のそれぞれの実情や国民性を考慮し、それぞれの国に合致した制度にすべきであり、必ずしも国際的な標準化を図る必要があるものではない。

なお、税務業務ができないことが監査業務の障害になると言うならば、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書第14号「専門家の業務の利用」に基づき、情報処理技術者や不動産鑑定士等の「専門家」の定義に、税務に関する専門家として税理士を含めて、税理士を税法に関する専門家として監査において運用すれば、公認会計士に対する税理士資格の自動付与を廃止したとしても、現行の監査制度の再構築は不要であり合理的である。

8. 競争制限を意図するものであり規制改革の趣旨に反する。

競争原理は、ある一定以上の質が担保されたもの同士が行ってはじめて、最終利用者がよりよいサービスを楽しむことができるものである。

特に国家資格が与えられている業務に関しては、国民に対する影響が大きいものであり、規格品のようなものであれば国民が比較検討して選別することが可能であるが、税理士業務はそういったものではなく、単純に選別しにくい。

よって、少なくとも国民に不利益が生じないよう一定以上の資質が担保された者における競争を促進すべきである。

規制改革は、国民の利便性を高めるための手段でありそれ自体が目的ではない。仮に公認会計士が、十分な税理士としての資質を備えているのであれば、容易に税理士試験においても合格するはずであり、客観的に検証された上で、競争を促進していくことが真に国民の利益に帰するものである。

【結論】

上記検証の結果、「公認会計士の制度設計」「歴史的な背景」「国際的な潮流」「国民の利便性」等のいずれをもっても、公認会計士が当然に税理士業務を行えるとする論拠を見出せる余地は全く無い。

以上

(1) 新試験「租税法」において問われる税務知識

- ① 法人税法を中心として所得税法・消費税法の構造的な理解を問う基礎的な出題として
いる。
- ② 法人税法:外国税額控除を除く外国税制・留保金課税・組織再編・連結納税は対象
外である。
- ③ 相続税法・租税手続法・租税訴訟法・租税罰則法は対象外である。
- ④ 短答式試験に代わり論文式試験6科目のうち1科目としての位置づけである。

(2) 業務補助において得られる税務経験

- ① 法定業務補助要件の2年間のうちに企業の法人税制(事業税外形標準課税・消費税
を含む)の監査に携わる機会は乏しい(特に大手監査法人は税金関連科目の従事は
早くして3年次以降)。
- ② 監査の主眼はあくまで、制度会計の一部である税効果会計の検討にある。
- ③ 所得税については人件費(給与計算関連事務)の監査において扱う程度であり、そ
れ以外(例えば譲渡所得)における実務経験の機会はまずない。
- ④ 相続税法については株式公開部門に在籍していない限り実務経験の機会はまず
ない。
- ⑤ 業務補助は非常勤でも良く、金融商品取引法もしくは会社法の監査は年間1社の
関与が良い。

(3) 実務補習において問われる税務知識

① 実務補習課程

講義・実地演習:120回×3単位(時間)(=360単位)のうち270単位以上
考査:10回×10単位(=100単位)のうち60単位以上
課題研究:6回×10単位(=60単位)のうち36単位以上
以上をすべて満足して修了考査の受験資格を得る。

② うち税務教科に関する割合

講義・実地演習:26回×3単位(時間)(=78単位)

内訳:総論2・法人税14・国際税制2・所得税2・相続税1・消費税2・資産税2・地方税
1

考査2回(法人税・所得税消費税)×10単位(=20単位)

- ③ 講義には全国統一テキストがあるものの、それに沿って講義を展開するか否かは
講師の裁量の範囲内である。
- ④ 税務教科であっても講師は殆ど実務家の公認会計士(協会の補習所委員)である。

(4) 修了考査「税務実務」において問われる税務知識

(別紙)「公認会計士登録までに得られる税務に関する知識・経験」

- ① 試験範囲としては法人税・所得税・消費税・相続税・地方税その他となっているが、企業に関する税を中心に出题している。
- ② 平成19年:法人税計算総合問題 180点・法人税組織再編税制・複数税目の横断的知識を問う個別問題 120点
平成20年:法人税計算総合問題 150点・消費税計算総合問題 150点
- ③ 平成18年の制度開始以降相続税が出题された経験はない。
(3)の復習をして修了考査に臨む受験生は皆無であり、実際は資格専門学校の修了考査対策講座を受講して臨む。